

秋田市における石敢當群の成立に関する覚え書き

伊藤 真*

1 はじめに

石敢當とは、主に魔除けや除災を目的として建てられる石である。「石敢當」等の文字が刻まれ、多くは丁字路の突き当たりや交差点に置かれる。道の突き当たりは、真っ直ぐにしか進むことができない悪鬼が滞る場所、との考えに基づくとされる。中国が発祥の風習であり、日本では沖縄県に突出して多くみられ、次に旧薩摩藩領だった鹿児島県と宮崎県の一部とに数多く残されている⁽¹⁾。

この3県以外の地方では、石敢當はあまり見かけられない。九州から北海道まで広く分布しているが、日本海側や北海道・東北地方の各道県においても、また、本州都府県の大半においても、全く見られないか、あっても1～十数基が散在する程度である。その中、秋田県における石敢當の確認数は、先の上位3県に続く⁽²⁾。しかも、そのほとんどが秋田市の旧久保田城下、内町の中下級武士が居住していた地区に集中してみられる。

この特異な事象は、長らく歴史・民俗学の方面から、そして近年は地理学からも関心を寄せられ、多様な視点から分析が行われてきた⁽³⁾。とりわけ、郷土研究者や民俗学研究者によって綿密な調査・研究が重ねられて、秋田の石敢當の分布や形態等についての把握がなされている⁽⁴⁾。

「なぜ秋田に伝わって石敢當群が形成されたか」。その伝播ルートや契機については、大きくは二つの説が存在する。一つは、戊辰の役や廃藩置県後の政治状況の中で秋田にやってきた薩摩藩藩士・鹿児島県出身官吏が、何らかの事情で秋田に居残るなどして風習を持ち込んだとするものである⁽⁵⁾。また一つは、江戸時代後期の漢詩人によって藩校や藩江戸屋敷で紹介され、そこで学んだ藩士らが後に明治時代になってから造立するようになったとするものである⁽⁶⁾。いずれも、持ち込まれた後は、明治期に災害や疫病が多発したことを契機に広まり、結果、石敢當群が形成されたと述べる。

二つの説のどちらも仮説であるが、近頃では後者が代表的な説として紹介されることが散見される⁽⁷⁾。しかし、後述するように、例えば秋田市における石敢當に刻まれた文字の多様性をみると、一人の漢詩人から伝えられたにしては不自然であるとの指摘もあり⁽⁸⁾、秋田で石敢當群が出現した理由については、未だ十分に解明されていないと思われる。

本稿では、秋田市においておよそ大正期以前に存在していた石敢當群の設置年代や形状、刻字などについて、これまでの調査の蓄積を生かしつつその確認と再検証を図り、石敢當群の成立事情につながるとみられる特徴を明らかにしていく。その上で、明治前期を中心とした史料から窺える秋田の人々や社会の様相と照合することで、石敢當群が形成された歴史的背景、ひいては成立過程について論をすすめたい。

2 成立期石敢當群の様相について

表1は、山崎鹿蔵と湊健一郎による悉皆調査で確認された秋田市の石敢當を一覧にしたものである。最も設置数が多い南通・檀山地区を含む旧久保田城南側から、旭南地区、旧城周辺の千秋地区と続けて、もう一つの設置集中地区である保戸野を含む旧久保田城西側、そしてその他の順に整理番号を付している。同じ町名の場合、現代の住居表示による地番に拠って並べている。

このうち、本稿で主に考察対象とするのは、成立期とみられる明治時代に近い大正14年(1925)に存在していたとされる50基である(表中で網掛けを施した)。内訳は、山崎が大正14年調査で確認した47基、山崎が昭和3年までに見つけ大正14年の調査漏れであるとしている2基(整理番号57・60)、大正14年時点では道路改修に伴い地中に埋められていたため山崎は発見できなかったが、大正11年以前に存在していたことが確実な1基(整理番号8)である⁽⁹⁾。

*秋田県立博物館

表1 秋田市に設置された石敢當一覧

番	山	湊	刻字	所在地	高さ	幅	奥行	形状(頂部)	立地	備考(山崎による) ※括弧内は、湊あるいは筆者による
1	18		石將軍	中通三丁目	350	155	150	(縁に丸み)	丁字路	商店前に立てられていた
2	19		敢當石	中通五丁目	400	175	112	(三角形)	L字路	石は大きめ、直立
3	20		石敢當	中通五丁目	230	120	117	(傾斜左上)	L字路	當石の大部分が埋まっている、左に傾いている
4	22		石敢	中通五丁目	317	200	180	(傾斜左上)	丁字路	「當」の字の上から埋まっている
5	21	20	石敢當	中通五丁目	350	153	168	直方体	丁字路	昭和60年再調査時、新しい石に
6		24	石敢當	中通五丁目	375	190	130	(三角形)		
7	24	9	當石	中通六丁目	400	140	130	直方体	丁字路	頭部破損、凹状である
8		21	石敢當	南通亀の町	610	195	195	長台形	丁字路	道路改修に伴い埋められたが後に掘り出された
9	26	23	石敢當	南通亀の町	375	120	120	直方体	丁字路	石は直立している
10	27		石敢當	南通亀の町	200	145	130	(三角形)	L字路	石はやや傾いている
11	ウ	8	敢當石	南通亀の町	340	145	120	直方体	丁字路	調査漏れか、埋められていたのが出てきたか不明
12	25		石散當	南通みその町	150	50	40	(縁に丸み)	丁字路	石工屋前に立てられていた
13	イ		敢	南通みその町	120	120	120	直方体	丁字路	建立年月日など不詳
14		7	散當石	南通みその町	150	200	150	直方体	丁字路	
15	32	13	石敢當	南通みその町	480	210	180	(三角形)	丁字路	古いものよう、當字以下埋まっている
16	23		敢當石	南通築地	320	180	160	(四角錐)	丁字路	側溝脇に横倒し状態
17	31		散當石	南通築地	230	190	190	直方体	丁字路	極新しいもの
18	28	19	散當石	南通築地	295	167	155	(四角錐)	丁字路	昭和60年再調査時、両親から粗末にせぬよう言われた話聞く
19	29	6	石敢當	南通築地	420	200	120	長台形	丁字路	家前排水溝の土留上の板塀に立て掛けられていた
20	33		敢當石	南通築地	330	150	130	(四角錐)	丁字路	石は直立している
21	30		石敢當	南通築地(東)	530	180	90	(縁に丸み)	丁字路	相当古いものよう
22		3	石敢當	南通築地	295	100	20	直方体		(湊: 頭部に獅子頭、沖縄から購入したもの)
23	エ	18	敢當石	南通宮田	285	205	160	(三角形)	三叉路	大正14年の調査では見つからなかった
24	37		石敢當	榎山本町	300	120	120	(三角形)	丁字路	石は直立している
25	35		石敢當	榎山本町	280	150	120	長台形	丁字路	石は自然石か、直立している
26	オ	4	敢當石	榎山本町	310	135	110	直方体	丁字路	大正14年調査後のものよう
27	オ		石將	榎山本町	330	135	120	(三角形)	L字路	生垣内に倒れていた
28	カ	5	石敢當	榎山本町	360	155	130	直方体	丁字路	比較的新しいもののように見える
29	34	館	敢當石	榎山佐竹町	570	180	160	(三角形)	丁字路	右側面に「明治二十六年四月」(当館所蔵)
30		22	敢當石	榎山愛宕下	306	150	102	直方体	丁字路	
31	39		石敢	榎山愛宕下	275	120	60	直方体	丁字路	石は小型で薄く直立している
32	キ	15	敢當石	榎山愛宕下新町	320	150	70	直方体	丁字路	家人は昭和16、17年頃建立したという
33	38		石散當	榎山南中町	270	110	110	直方体	丁字路	石は小型で直立、極近年の建立のよう
34	ケ	14	石敢當	榎山南中町	230	170	165	直方体	丁字路	石は新品で四面とも磨かれている
35	45		敢當	榎山南中町	220	180	130	(三角形)	丁字路	石は直立している
36	43		石敢當	榎山南中町	240	135	100	(三角形)	丁字路	商店前、石は小型、少し左に傾いている
37	44		石敢當	榎山南中町	195	150	100	(三角形)	丁字路	商店前、石は小型、甚だしく傾いている
38	47	17	石散當	榎山登町	270	110	110	直方体	丁字路	石は小型で直立、最近建立のよう(33と同一型とみられる)
39	ク	2	敢當石	榎山登町	210	150	120	(三角形)	丁字路	石の移動を戒める母親がいた
40	46		石敢當	榎山登町	210	140		不整形	丁字路	石は自然石のようである
41	コ		石敢當	榎山登町	230	180	120	不整形	丁字路	石は玉石のよう、相当古いものらしい
42	42	12	石敢塔	榎山登町	240	120	110	(縁に丸み)	丁字路	石は小型で直立している
43		26	敢當石	榎山南新町下丁	330	130	120	(縁に丸み)		(湊: 旧医王院前町で廃棄となったが拾われた)
44	41		石	榎山共和町	135	135	105	(三角形)	丁字路	最初から深く埋めたものである
45	40		敢當石	牛島東	225	85	100	直方体	丁字路	石は小型
46	2	10	石敢當	旭南一丁目	140	130	75	(三角形)	丁字路	最初から埋められていたか、石は直立
47	ア	16	敢當	旭南二丁目	130	160	130	(縁に丸み)	丁字路	戦後転住してきた貸主は、石の詳細は知らないという
48	1	27	石散當	旭南二丁目	240	120	90	(三角形)	丁字路	味噌醬油商店前、石は直立
49	15		石敢當	千秋城下町	380	200	140	直方体	丁字路	石は大きめ、直立
50	16		石敢當	千秋久保田町	242	120	105	(三角形)	丁字路	石は小型、直立、一昨年建立したという
51	14		石敢當	千秋矢留町	250	205	90	直方体	丁字路	石は直立
52	17		敢當石	千秋明德町	460	207	148	(三角形)	丁字路	医院の門脇、石は直立
53	D		石千当	千秋明德町					丁字路	昭和2年6月発見の直前に建立したもの
54	5	館	敢當石	大町一丁目	255	180	155	直方体	丁字路	洋服店前、石字以下初めから埋められていたか(当館所蔵)
55	3		石散塔	旭北栄町	160	121	120	(傾斜左上)	丁字路	商店前排水溝を越え街路に、下部が地中に埋もれている
56	9		石	保戸野通町	155	210	135	(傾斜左上)	丁字路	深く埋められたか、石は相当古そうだった
57	B		石敢當	保戸野通町					丁字路	大正15年に見つける、相当古いものである
58	4		石敢當	保戸野通町	365	150	135	(四角錐)	丁字路	酒店前、先年盗難に遭い板塀に針金で緊縛してある
59	6		敢當石	保戸野通町	250	135	130	(三角形)	丁字路	家前の排水溝に置かれている
60	A		石敢當	保戸野通町					丁字路	昭和3年に見つける、相当古いものである
61	7	田	敢當石	保戸野すわ町	255	122	105	(三角形)	丁字路	味噌醬油商店前、石は直立
62	8		散當石	保戸野すわ町	410	195	170	直方体	丁字路	新小路・奈良小路の突き当たり、石は直立
63	C		石敢當	保戸野すわ町					丁字路	昭和2年8月新規建立のもの
64	10		敢當石	保戸野すわ町	330	177	170	(台形)	丁字路	石字半分下から地中に埋もれている
65	12		石敢	保戸野すわ町	170	158	140	(三角形)	L字路	ほとんど地中に埋もれている
66	11		敢當石	保戸野すわ町	235	115	120	(縁に丸み)	丁字路	石は小型直立
67	13	1	敢當石	保戸野原ノ町	230	120	110	(三角形)	丁字路	排水溝縁上に置かれている、放置とみられる
68		28	敢當石	川尻上野町	260	120	120	(四角錐)	丁字路	
69	11		散當石	川尻みよし町	326	150	115	直方体	丁字路	
70	33		敢當	土崎港中央		195	195	直方体		(湊: 龍神社境内、元は小路突き当たりであったという)
71	25		石敢當	土崎港中央	600	337	190	直方体	丁字路	
72	34		石敢當	新屋松美町	125	53	53	直方体	丁字路	(湊: プラスチック製)
73	31		石敢當	豊岩石田坂下ノ下	260	150	150	直方体	丁字路	
74	32		石敢當	仁井田福島	295	180	150	(三角形)		
75	30		石敢當	広面赤沼	370	180	140	直方体		(湊: 石はかなり風化し刻字がほぼ消えている)
76	29		敢當石	添川湯沢台	375	205	150	(三角形)	山林内	

* 「番」は本稿における整理番号、「山」は山崎鹿蔵『秋田の石敢當 旧秋田市内を中心として』中の番号、「湊」は湊健一郎『民俗資料 秋田市の石敢當 2003年版』で付された番号。「高さ 幅 奥行」は各石における最大値(地上に出ている部分)を掲載している。

(1) 成立時期について

設置年代が明らかなのは、側面に「明治二十六年四月」と造立年銘が刻されている整理番号29（当館所蔵）のみである。ただ、設置年代をある程度推定できるものは他にいくつかみられる。

次の3つは、いずれも道路の新設によって丁字路の突き当たりとなり、石敢當の設置条件として新たに整った場所に置かれたものである。年代が古い順に挙げると、整理番号4・7は、明治期に堀を渡る道が整備されたことによるものであり、それぞれ明治10年前後以降、明治30年前後以降の設置と推定される。同様に整理番号62は、大正12年頃に新道（奈良小路）が開かれたことによって出現した突き当たりで設けられたものである。大正14年の調査で確認されるまでの数年の間に設置されたと特定できる。また、整理番号50については、大正14年調査時に「一昨年建立した」ことを山崎が聞き取っており、このことに基づけば大正12年に建てられたものと判断できよう。

以上、設置年代が明らか、あるいは推定できるものからは、石敢當が明治の前期から大正期にかけて建てられ続けていた様子が窺える。

その設置の始期については、山崎は大正14年調査終了後の感想として、「古い時代のものを期待していたが見当たらず、古いものと思われるものでも、明治以降のものらしい」と述べている⁽¹⁰⁾。実際、現存する石敢當の観察からも、明治以降の設置という推定は妥当と思われる。

山崎が大正14年調査において、他に比して「(より)古いものよう」と評したもののうち、唯一現存しているのが整理番号15(写真1)である。これを周辺地区寺院の石碑・墓石などと比較してみると、例えば弘願院(秋田市榎山共和町)の「萬靈等(天保の飢饉供養碑)」など江戸時代後期の碑石よりも、石材加工の精度等の条件の違いがみられるにせよ刻字が鮮明で、少なくとも江戸末期以降のものであるように見受けられる。他の石敢當にしても、劣化状態がすすんでいるものでも「表面の摩滅・変質はあるが、文字の判読が出来る程度」⁽¹¹⁾で、明治期以降に建立された秋田市全良寺や他道県における官修墓地の墓碑と同レベルと

みられる。

石材に着目してみても、周辺地域の寺院を観察した限り、江戸時代後期では用いられる石材が多様であるのに対し、明治期以降では安山岩(男鹿石)が主流となる傾向が見られるようだった。石敢當も安山岩を石材としているものがほとんどである。



写真1 石敢當近影

(2) 形状・立地について

頂部の形状はさまざまであるが、成立期石敢當のほとんどは整形された四角柱の石材を加工して製造されている。例外は、全体の形が台形状のものが4例(整理番号8・19・25・10)、自然石に近いものが1例(同40)のみである。立地は、ほぼ丁字路の突き当たりで設置されており、他、直角に曲がった道、いわゆるL字路の突き当たりの立地が5例である。明治・大正期の秋田において、石敢當とは、基本的に「四角柱の石材を加工してつくり、L字路や丁字路の突き当たりに置くもの」と認識されていたとみられる。

ここで、秋田藩士に石敢當を紹介したとされる大窪詩仏に関して検討したい。大窪詩仏は明和4年(1767)常陸国生まれの、主に江戸で活躍した漢詩人である。晩年になって秋田藩との縁が深まり、文政8年(1825)に秋田藩江戸藩邸の藩校日知館の教授として出仕、天保2年(1831)には秋田を訪れ3カ月余り滞在することもあった。彼が建造に関わった石敢當が、長野県南佐久郡佐久穂町崎田に現存する。文化末から文政年間初頭(1815～20年)にかけて建てられたとされ、大窪によって隸書体で「石敢當」と刻字が為されている。「敢」は「敢」の古字とみられる。確かに大窪は石敢當に関する知識を有し、秋田藩と関わりをもって秋田藩士に知識を伝え得る人物であった。

ところが、この崎田の石敢當は一部に手が加わっているとみられるものの、ほぼ自然石(流紋岩)である。大きさも台座を含めると1,520mmで、

成立期の秋田市石敢當群の高さが平均で300mmほどであるのと比べるとその5倍以上である⁽¹²⁾。また、集落の南西方向からの入り口と見受けられる三叉路への設置である。崎田集落内にはいくつか丁字路が認められるが、そちらへは全く建てられていない。そもそも刻字表記も厳密には「石敢當」とは異なる。形状・立地において、大窪詩仏と秋田で石敢當群を成立させた人々との間で、石敢當像が共有されていたとは考えにくいのである。

(3) 刻字について

「はじめに」で触れた通り、秋田市における石敢當群の刻字表記が多様であることから、一人の人物から伝えられたものとしては不自然であるということは、これまでも指摘されている。大窪詩仏由来説を提唱する小玉自身、仮説を立てるにあたり“正統派”の「石敢當」という表記が秋田では大多数を占めていないことが気になると述べている⁽¹³⁾。

表2は、成立期の石敢當を刻字表記によって分類したものである。秋田の石敢當には、大きく二つの表記タイプがある。一つは「石」の刻字から始まる“石敢當系”、また一つは「石」の刻字で結ぶ“敢當石系”である。“敢當石系”は、全国の他の地域では見られない秋田独特の表記タイプである。ただ、“石敢當系”でも“敢當石系”にしても、系内で置き換わる字は「敢」に対しては「散」、「當」に対しては「当」などとほぼ共通しており、両者は密接に関わっていると考えられる。

表2 成立期「石敢當」の刻字表記別分類

系	刻字	基数	番号
石敢當系	石敢當	18	3 5 8 9 10 15 19 21 24 25 36 37 40 49 50 51 57 58
	石敢当	2	46 60
	石敢塔	1	42
	石散當	4	12 33 38 48
	石散塔	1	55
	欠損計	5	4 31 65 (石敢×) 44 56 (石××)
敢當石系	敢當石	12	2 16 20 29 45 52 54 59 61 64 66 67
	散當石	2	17 62
	散当石	1	18
	欠損	2	7 (×當石) 35 (敢當×)
	計	17	
他	その他	2	1 (石將軍) 27 (石將)
	総計	50	

図1(次頁)は、成立期の石敢當が設置された場所を、明治34年発行「秋田市詳密地図」⁽¹⁴⁾に落とし込んだものである。この地図を選定したのは、山崎の調査年に比較的近く、何よりも鮮明であるからである。ただ一部誤って道が引かれているため、その部分は点線で示した。整理番号8に関わるところで、その少し右(南)にあって下(西)に伸びる道と直線につながっているように描かれている道は、明治34年当時も大正14年当時も点線で示した位置にあって、筋違いとなっていた。なお、この地図の方角は左側が北である。また、刻字表記のタイプ別を文字飾りを違えてわかりやすくした。

一瞥して、石敢當は、旧久保田城南側の南通・檜山地区などや西側の保戸野地区といった、中下級士族居住地一帯を中心に設置されていることが明らかである。成立期が明治前期ならば、石敢當群の出現に中下級武士層が大きく関わったことが確かに想定される。

石敢當系と敢當石系の別について意識すれば、敢當石は石敢當群の脇に分布しているようにも見える。具体的には、久保田城南側の地区であれば「兵營」南側や、保戸野地区であれば街道筋(現・市道土崎・保戸野線、通称・旧国道)から北側に外れたところなどである。

石敢當の刻字表記のばらつきについては、「敢」が「散」に転じたり、「當」が「当」や「塔」に転じたりする例が、秋田市以外では宮崎県や鹿児島県の旧薩摩藩領で見られることがわかっている。特に鹿児島県における分布は、「石敢當」が65%を占めているのに次いで「石散當」17%、以下「石當散」4%、「石敢当」と「石散当」が合わせて5%と続き、これらを合わせると全体の9割を超えるという⁽¹⁵⁾。比較すると、秋田市では「石當散」例は見られないものの、石敢當系において欠損例を除けば、その比率は「石敢當」70%、「石散當」15%、「石敢当」8%と続く。表記のばらつきばかりか各表記の分布比率まで鹿児島県と似ていることがわかる。このほか、秋田市で見られる「石散塔」も、鹿児島県で数例が確認されるという。他の都道府県との間ではこのような類似はみられない。石敢當の形状についても、鹿児島県

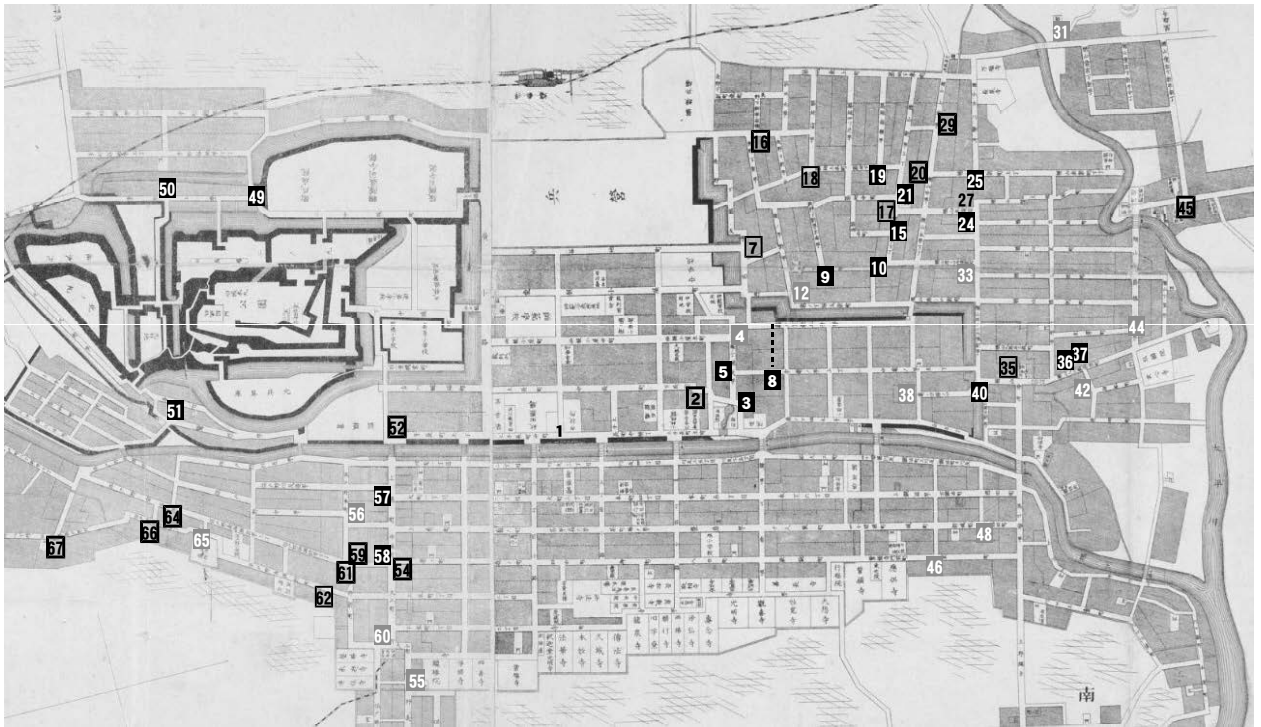


図1 石敢當分布地図（大正14年山崎調査）

※刻字表記別 数：石敢當 数：「石敢當」以外の石敢當系 数：敢當石 数：「敢當石」以外の敢當石系 数：その他

では、秋田市と同様に四角柱に刻まれた石敢當が多く認められる。秋田市の石敢當群成立に鹿児島県及び彼地の人物が深く関与していると考えざるを得ないように思える。

敢當石系表記については、小玉や富野巳代治が述べるように⁽¹⁶⁾、「石敢當」の元来の意味を認識せずに敢當石のほうが正しかろうと判断した人がおり、それが地域内に受け入れられたものと考え⁽¹⁷⁾。事例数は多くないが、山崎が大正14年調査時に「古いもの」と評した6例は全て石敢當系表記である。石敢當が伝わってから一定の年月を経た後に、この秋田で敢當石系表記が出現したことの証左ではなかろうか。本稿で直接の検討対象とはしないとした石敢當（表1で網掛けをしていない）、すなわち、より新しいと目される石敢當は、整理番号67までの旧久保田城下のもので計17基あるが、このうち石敢當系は7基、敢當石系は10基である。敢當石系が本来の石敢當系を数において逆転している。実際、大正14年時点では「石敢當」の刻字だった整理番号5・9が、後の昭和60年以降の調査時には「散當石」「敢當石」と表記が置き換わっていたことが確認されている。新しくなるほど敢當石系表記が広まっている様子が

窺える。敢當石系に用いられる字の散らばりも、本来の石敢當系でみられていたものが投影されたものと解釈できよう。

3 石敢當の伝来について

明治期において、秋田県と鹿児島県の士族同士の交流を促す要となったと思われる人物がいる。全良寺官修墓地の整備に多大な貢献をした石工の辻源之助である。明治元年（1868）より全良寺住職大山海山に協力して墓地の建設に着手した彼は、明治10年（1877）に大山が没した後も、全良寺後継住職とともに多大の私財を投じながら整備をすすめ、明治28年（1895）ついに完成させた。秋田管内の他地に埋葬されていた遺霊も全良寺一つに集め、当時建設された墓石は計16藩の523基に及んだ⁽¹⁸⁾。これほどの規模で、しかも自藩と多くの他藩出身の戦没者が一緒に埋葬されている例は全国的にも稀であろう。辻は特に旧薩摩藩士に心を寄せていて、その経緯が次の史料1から窺える。官修墓地完成に至るまでの自身の尽力に対して島津忠義より褒賞してもらえるよう、全良寺住職から申し立ててほしいと辻が依頼した手紙である。

〈史料1〉島津家へ御申立の儀を願(『全良寺紀要』所収)⁽¹⁹⁾

島津家へ御申立の儀を願

- 一 私事墳墓へ盡力罷有候処明治元年より亦明治三年二度薩州藩志岐太郎次郎戦死の墓へ同人弟正左エ門殿墓参に來り依之海山和尚私盡力の事一々正左エ門殿へ申入候処正左エ門殿直々私宅へ來り云々是迄全良寺に於て盡力の条々海山殿より了承依之兄太郎次郎より国藩の戦死者厚吊致し呉れへく趣きの依頼これあり然るに此正左エ門殿の義道に恐入り賛成仕候より明治三年私始めを唱ひ秋田藩戦死遺族者へ申入れ毎月十日を期とし全良寺へ集會陵墓へ香花神饌を献し之を官軍耐久講と号し私事薩藩士総代にして此講に出頭耐久講發起人なり明治三年より明治十九年迄十七年の間毎月十日御寺出頭薩州藩三十余名の墓へ香花神饌を備へ弔ひ罷有り此費用百円余なり亦御見聞の通り薩藩靈神と彫刻仕り大なる石燈籠六本献立有之候
- 右志力を盡したる趣き御見聞形り東京袖ヶ崎公爵島津忠義殿へ郵便を以て御申立下され應分の御賞賜に相成る趣き上申下され度此段伏て願上げ奉り候也

馬口労町

辻 源之助 拜

明治二十八年十月十一日

全良寺大禪師殿

貴下

ここで辻は、戊辰戦争により戦死した薩摩藩士志岐太郎次郎の弟と懇意になったことが、薩摩藩士戦死者慰霊に奮闘するきっかけだったと述べる。続いて、秋田藩戦死者遺族を募って「官軍耐久講」を結成し、辻は發起人及び薩摩藩士代表としての役を担いつつ、明治3年から19年までの17年間、毎月10日に集合して慰霊行事を続けてきたと綴る。

志岐太郎次郎とは鎮撫総督府軍監だった志岐太郎次郎守約であり、「明治元年殉難人名誌」⁽²⁰⁾にも「明治元年九月十一日羽州秋田領川辺郡豊島村ノ戦ニ創ヲ被リ十九日歿ス」と記載がある。享年24だったという。「薩摩靈神」の字が掘られた石

灯籠も全良寺に現存している。辻は明治21年6月にも同様のことを記した手紙を薩摩出身の三島通庸(当時、警視総監)に送り、墓所整備と記念碑建立への支援を懇願している⁽²¹⁾。この手紙に記載されている内容は事実のようだ。

戊辰戦争において奥羽越列藩同盟を離脱した秋田藩は、庄内藩や盛岡藩・仙台藩などから攻撃を受け、しかも劣勢で久保田城下近くまで攻め込まれる状況であった。このため、領内の大部分が戦場となり、また、他藩からの強力な救援を受けることになり、結果、領内のいたるところで秋田藩並びに諸藩出身者からも多くの犠牲者を出した。都道府県別で福島県に次ぐ全国2位という秋田県における官修墓地の数の多さは、この状況を反映している⁽²²⁾。とりわけ犠牲者を多く出した秋田藩の中下級武士層にあっては、戦死者はより身近な思いを寄せるべき存在だったであろう。三島通庸へ懇願の手紙を出した時点で、辻は亀ノ丁西土手町、すなわち中下層武家居住地区の一面に住んでいた。近隣の思いを同じくする士族が集まって官軍耐久講が結成され、活動を継続していたと推測する。

〈史料2〉招魂社々格伺(明治5年4月)⁽²³⁾

先年御東征之節薩長土肥外諸藩士於二管内一勇戦々士多く就ては舊縣之節厚く招魂社營築相成春秋兩度宛年々以二縣費一祭事候處數百里隔絶之場所、薩長其外よりも年々参拝者も手厚く有、仰之候、(後略)

薩摩藩出身者の秋田での戦死者は57名で、会津での戦死者数52名を上回る⁽²⁴⁾。こうした辻らのもとには志岐太郎次郎の遺族のみならず多くの鹿兒島県士族が訪れたと思われる。史料2は、秋田県が明治5年(1872)に教部省に対して招魂社の社格について伺いをした文書である。ここからは、社の祭礼の度に旧薩摩・長州藩をはじめ諸県から多数の参拝者が集まって

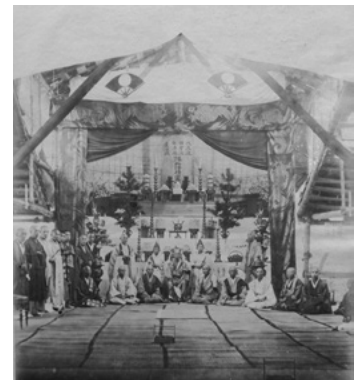


写真2 仏式招魂祭(明治33年9月2日) 新堀道生氏提供

いたことが窺える⁽²⁵⁾。この史料自体は、秋田町近隣の寺内村に創建された招魂社における招魂祭に関して述べたものだが、招魂場（のち招魂社）に先んじて開設していた全良寺官修墓地も戊辰戦争戦没者慰霊の中心であり続けていた。墓碑の建立に際しては開眼供養が行われたほか、**写真2**にみるように全良寺においても仏式招魂祭が営まれていた。慰霊される側の諸藩も、特に明治初年の段階において全良寺の招魂事業を積極的に支援していた。**史料1**で登場した島津忠義は、明治元年（1868）に鹿児島藩主として全良寺に金100両を寄付しているし、その他、福岡藩や弘前藩などからも寄付がなされている。また、各藩は秋田藩からの招魂祭挙行の案内に対し、藩士を派遣し参列もさせていた。だからこそ、**史料2**でみられるように「数百里隔絶之場所」からも秋田での招魂行事に参拝者が集い、同時におそらく全良寺にも関係者が訪れた。そこで、祭式関係者や戊辰戦争において同じ戦場で親族を失った遺族（多くは中下級武士層）同士の出会が生じただろうことは想像に難くない。こうして、官軍耐久講の士族たちは、特に辻は、自らが思いを寄せていた薩摩藩士・鹿児島県士族の遺族と交流を重ねていたと思われる。鹿児島県においても、石敢當は旧薩摩藩の武家屋敷に集中している⁽²⁶⁾。鹿児島の士族は、石敢當について秋田の中下級士族に伝えることができた。そして辻は石工である。招魂事業を介した士族同士の交流を通してさまざまな情報が遣り取りされ、その中で石敢當製造・建立に繋がる条件が整っていたと考える。

4 石敢當群成立の背景について

厄災除けといっても大火、疫病、水害などその種類はさまざまである。石敢當設置の契機となった厄災について、これまでの研究では、いくつかの厄災が複合して石敢當群が成立したと説く⁽²⁷⁾。確かに、石敢當は個々でさまざまな厄災除けを包摂し得るものなのであろうが、ほぼ同じ年代に特定の地区に集中して広がったというのには、主たる理由があるのではないのだろうか。

筆者は、石敢當群成立に大きく関与した厄災はコレラではないかと考えている。疫病の中でもコ

レラは、明治前期にあって特別に恐れられた。また、コレラは地域社会にあって不明な新疫病として認識されていた。例えば、『遐邇新聞』32号（明治12年9月6日）では「麻疹の如きは古昔より之れある故に人々其看護の術を知る虎烈刺病に至りて尤も近世の流行病にして人々其保護豫防の方法を知るもの少し」（傍点筆者）と述べ、麻疹（はしか）と比較しながらコレラが近年出現した未知の病疫であるとして警戒を促している。秋田においては、江戸末期の安政6年（1859）や文久2年（1862）にもコレラが流行したことが知られるが⁽²⁸⁾、この記事中の「近世」の語にはその20年ほど前の流行は意識されていない様子である。明治15年（1882）の『秋田日報』では、「就中コレラ病ノ如キ一度ヒ其慘毒ヲ逞ウスルニ方ヲ愁嘆慘然タルノ状景ハ明治十二年以降普ク人ノ知ル所ナレ共」（傍点筆者）⁽²⁹⁾と、明治12年（1879）のコレラ大流行がこの疫病の猛威を地域社会に強烈に認識させる画期となったと語られている。明治前期の秋田において、コレラは新流行病と捉えられていたのである。

コレラは他の伝染病に比して致死率が圧倒的に高いにもかかわらず、明治前期の日本では医学的に有効な治療法は示されていなかった。『日本帝国統計年鑑』によると⁽³⁰⁾、明治12年におけるコレラの致死率（死者数）は日本全体で60.5%（105,786人）、同様に腸チフスが35.1%（3,530人）、赤痢が18.1%（1,477人）とコレラが突出している。年度によって感染者数は変化するが、致死率は明治前半を通じて大体一定である。コッホがコレラ菌を発見したのが明治16年（1883）で、翌年には治療方法が確立するものの、日本でコレラの予防接種が始まったのは明治35年（1902）である。天然痘については、既に明治8年（1875）年には「秋田県種痘天然痘予防規則」を公布するなど種痘が再三呼びかけられていた。

こうした未知の深刻な疫病であるコレラを巡っては、明治前期、地域社会がヒステリックな状態に陥っていた様相が見受けられる。他の流行病に起因する社会的騒動の例は見られず、この点でもコレラは一線を画する。**史料3**は、明治12年のコレラ大流行時における混乱状況の一端である。

コレラの疫神が町に入らぬよう、あるいは町から出て行くよう、秋田の各町で町民が鐘や太鼓を夜中じゅう町境まで叩いてまわった様子が描写されている。

〈史料3〉『秋田遷徙新聞』938号（明治12年9月17日）

ソラ見よ幾等いふても己いらの言ことを聞かぬから其向よりピタリと遣られたじやないか廳下市街各町にて(其内遣ラナイ町モアレ共)悪病除とかにて夜中老若男女子供に至る迄ドンドコチャランチン々々と太鼓鉦お負に鐵葉の空樽まで叩き付けソシテ段々疫神を追ひて町境へ行くと彼地の町よりも其通り雙方より追ひ寄せて疫神を入れるの入れないの進口論をおッ始しめるやらどふも騒々しきゆへ損んな馬鹿な事をするより豫防をするがよし殊に夜中露に當つて歩行くと健康上若干の害を醸すものなれば以來は屹度延引いたす様にと郡役處より各町戸長へ嚴に演達され漸く鳴りも沈まりました

同様の騒ぎは近隣の新屋村でも発生したことが報じられている⁽³¹⁾。安政6年のコレラ流行時にも見られた「疫神送り」と様態が似ているが、明治12年では町どうして疫神を押しつけ合っていて独善性、排他性があからさまになっている。町単位としてばかりでなく、各戸においても疫神除けを渴望していた様子を同時期の多くの新聞記事が伝えている⁽³²⁾。コレラによる深刻な状況の中で、町の間では、従来の疫病除けでは事足りず、新しくより強力な疫病除けを求める切迫感が募っていたと思われる。

加えて、明治期以降においては、コレラ予防と道路・下水との関係が説かれていた。例えば、明治10年10月2日、権県令石田英吉により示された「虎烈刺病流行ニ付道路下水ノ清掃」⁽³³⁾では、「抑該病(コレラ)傳染之始ハ全ク汚穢之氣ヲ受候ヨリ相起候ニ付一般各自ノ所有ニ管スル道路掃除下水疎通方一層注意至急悉皆出來致候様可致候」(括弧・傍点筆者)と述べられている。コレラが道路や下水を伝ってくるという考えに通じるものだが、同様の注意喚起は明治前期において戸長や衛生委員らによって繰り返し行われていた。

このように、明治前期のコレラ流行によって、石敢當を建てる動機づけが十分な状況となっていたと思われるのである。史料3で紹介したような騒ぎが各町対抗で連鎖的に繰り広げられていることから、山崎が、石敢當調査終了後の感想として「一個見いだすと必ずとっていい程付近になお一、二個を見いだす場合の多かったことであった。」⁽³⁴⁾と述べていることが想起される。また、排水溝脇に立てられたり(整理番号16・19・67)、最初から深く埋めたとみられたり(整理番号44・46・54など)、といった石敢當がいくつか見られることには、道路のみならず地下水及び地下水⁽³⁵⁾も意識して建てられた可能性が見いだせるだろう。

次に、疫病以外の厄災と石敢當の関係について、代表的なものとして大火と水害に関する考察を以下に述べる。

大火と石敢當群の関連を述べる際に例として挙げられることが多いのが、秋田町における明治期を代表する大火、明治19年(1886)のいわゆる俵屋火事である。秋田町のみならず隣接の八橋村、寺内村まで被害が及び焼失戸数は3,500戸余という大火事だった。ところが、この火事で秋田町においてほぼ全焼したのは外町である。石敢當の秋田における発信地と思われる内町の南通・檜山地区の辺りに火事は及んでいない。

明治5年(1872)4月10日の大火も外町の7町316戸を焼失したものだ。この大火の後、秋田町では街路拡張を含めた防災対策が進められ、明治15年(1882)8月12日『秋田日報』⁽³⁶⁾において、「當縣廳下にては數多の火防組を設置せしより火災も不足になりたま々々失火するものありても火防組が駆け付けて揉み消すゆゑ多く本物にならずして済むから近年大火といふもの絶えたるは市民の幸福」と述べられるほどであった。明治19年以前、大火への危機意識は薄らいでいたとみられる。大火への危機感が内町の中下級士族を刺激して、石敢當の成立に結びついたとは考えにくいのである。ただし、俵屋火事で被災した保戸野地区では、この大火以降に火除けの意識は高まったことだろう。同じ内町でも、南通・檜山地区とは石敢當設置をめぐる事情が違っていた可



図2 内水浸水想定と石敢當分布

能性が考えられる。

水害と石敢當群成立との関係を考えるにあたっては、試みに「秋田市内水浸水想定区域図（中通、南通、榑山、千秋地区）」（部分）⁽³⁷⁾に成立期石敢當群（一部）の位置を落とし込んでみた（図2）。その想定水深深度が、土地の微細な高低差を反映していると考えたからである⁽³⁸⁾。周囲に比して土地が低く水害の深刻度が高い場所と、石敢當設置箇所との関係性の有無に着目してみた。

図2中、色の濃い部分ほど浸水深度が大きい。設置場所の深度別に個数を数えると、浸水深度3cm未満の場所に8基、深度3～20cm未満の場所に7基、深度20～45cm未満の場所に9基、深度45cm～1m未満の場所に5基である。浸水深度と石敢當設置との明確な連関はみられないようである。洪水の主原因と考えられる旭川・太平川の逆流による被害が特に大きいとみられる川縁に、石敢當が分布している様子も窺えない。

榑山地区は、江戸時代以来「年々水に襲われるを常として」⁽³⁹⁾いた。明治期になって改めて洪水への切迫感を強め、新たに石敢當群を形成するとは考えづらい。また、この地区は近代を通じて洪水被害に遭っていたのである。建てる際に意識した深刻な厄災が継続しているにも関わらず、後述するように、大正14年の段階でその設置理由

が不明瞭になっていることも不思議に思える。

確かに、微細な高低差による分別を別にして、図2における石敢當分布を俯瞰したとき、土地の高低と関係があるという印象は完全には拭いきれない。洪水と病疫との関係を含め、検討を続ける余地はありそうである⁽⁴⁰⁾。ただ、榑山地区といっても一様ではなく、その中で洪水被害から免れていたとみられる場所にも石敢當が分布することを指摘しておきたい。

5 むすびにかえて

大正期以前の石敢當を対象を絞って、改めてその成立時期や形状等について検証をすすめたところ、秋田市の石敢當群が旧薩摩藩・鹿児島県の特質を継承しつつ、独自の特徴を加えて形成されている様子が窺えた。また、明治前期にあって秋田・鹿児島両県の土族をつなぎ、石敢當を秋田に伝え広め得た存在として、石工辻源之助と官軍耐久講に集う中下級土族が浮かんだ。さらに、石敢當が秋田で広がった背景として、コレラ流行が最も強く作用した可能性があることを述べた。

このように、石敢當を建立した人々やその建立目的が限定的であると考えれば、山崎が最初に調査した大正14年の時点で既に、「自分の家の前にある石敢當の建立時期や呼び名を知らない人が多」い状況だったという⁽⁴¹⁾ことにも納得がいく。史料1でみたように官軍耐久講は明治19年までで活動を終えていたほか、ほぼ同時期より、居住者の入れ替わりが進行することなどによって内町とよばれた地区が時代を経て変容し、また、土族としての意識や紐帯が希薄化したことなども、その背景として指摘できるだろう。加えて、明治から大正に至る間にコレラへの危機感がほぼ消滅したことも⁽⁴²⁾、石敢當の記憶が受け継がれなかった要因として挙げられると考えられるのである。「敢當石」といった独自の石敢當を作り出した秋田であるが、その形成期間は比較的短く、明治前期から三、四十年ほどだったと思われる。

今回、秋田市における石敢當群の形成について直接に物語る史料等は得られなかった。例えば、官軍耐久講の具体像等も不明であり、先人の論考と同様、本稿で述べたことも仮説に留まる。しか

し、秋田市における石敢當群が成立した事情や背景について、当時の秋田の人々の意識や社会状況等を踏まえた検証や考察をすすめることができたと思う。石敢當を巡る探究において少しでも新たな視野を示せたとすれば幸甚である。

本稿の作成に当たっては、秋田県立図書館主任青谷忍氏並びに当館主任学芸専門員丸谷仁美氏、同新堀道生氏より多大なる御教示を賜った。ここに記して深く感謝を表する次第である。

註

- (1) 小玉正任『日本の石敢當 民俗信仰 考古民俗叢書』（慶友社 2004年）pp.8 - 9
- (2) 前掲書（1）によれば、平成16年（2004）4月現在で、全国29都道府県に石敢當が確認でき、その数は沖縄県に1万基以上、鹿児島県に1,100余基、宮崎県に94基、秋田県に38基、以下、徳島県13基、大阪府11基、佐賀県9基と続く。
- (3) 関心を寄せられてきた例としては、奈良修介「石敢當調査の覚え書き」（『秋田民俗通信』第2号 秋田県民俗学研究会 1974年）、高橋誠一「秋田城下町の石敢當」（『千里地理通信』第70号 関西大学地理学研究会 2014年）、下倉渉「足もとの中国—秋田の石敢當—」（東北学院大学文学部歴史学科編『大学で学ぶ東北の歴史』吉川弘文館 2020年）など多様である。
- (4) 山崎鹿蔵『秋田の石敢當 旧秋田市内を中心として』（伝承拾遺の会 1986年）や湊健一郎『秋田市の石敢當 2003年版 民俗資料』（2003年）などにおいて、悉皆的な調査の結果がまとめられている。
- (5) 吉田郁生「北辺の『石敢當』を訪ねて 東北地方『石敢當』調査報告」（『かみくひむし』53 かみくひむしの会 1984年）pp.13 - 23 奈良修介との懇談で、奈良が同様の推測をしていたという。
- (6) 前掲書（1）pp.33 - 34
- (7) 林良雄・佐々木重雄・上田晴彦「野外調査における情報技術の利用方法に関する検討 秋田市内の石敢當の調査を例にして」（『秋田大学教育文化学部研究紀要 自然科学』2011年）p.30、松井幸一「石敢當の伝播による形態・意味の変容に関する予察的考察」（『祈りと祈りの場 関西大学東西学術研究

所研究叢書』第10号 2017年 p.178）など。一般書においても、『久保田城址（千秋公園）ガイドブック』（久保田城址歴史案内ボランティアの会 2019年 p.70）が、「（この）説が有力である。」と紹介している。

- (8) 高橋誠一「石敢當と文化交渉 奄美諸島を中心として」（関西大学文化交渉学教育研究拠点『東アジア文化交渉研究』1 2008年）p.161
- (9) 前掲書（4）湊 p.182
- (10) 前掲書（4）山崎 p.4
- (11) 渡邊ゆきの「戊辰戦争戦没者の墓石の劣化状態」（『奈良大学大学院研究年報』第22号 2017年）p.11 「劣化評価基準表」を参照した。
- (12) 前掲書（4）湊 p.137 および馬場俊介・樋口輝久他「近世以前の道路遺産（道標・町石・常夜灯）の本質的価値判断に関わる評価基準」（『土木学会論文集D 2（土木史）』68巻1号 2012年）pp.107 - 122 なお、秋田市の石敢當が全体的に小ぶりであることについて、経済的な事情に由来するとする論があるが、明治前期において路傍の石碑等は、取除の布達が出される（明治六年六月第三〇二番管内達書留）など「固陋」の象徴の一つであると意識されていた（『遐邇新聞』19号 明治7年6月7日）。当時、文明開化の風潮の中で「旧慣温存」傾向の士族への世間の風当たりは強く、石敢當設置にあたって慮るところがあったためとも考えられる。
- (13) 前掲書（1）p.34
- (14) 秋田県立公文書館デジタルアーカイブ
- (15) 前掲書（1）p.146
- (16) 前掲書（1）p.34 および富野巳代治「石敢當雑話」（『石敢當論攷集』1995年）p.62 - 63
- (17) 前掲書（7）松井及び（8）では、石敢當が伝播の過程で、伝播先の地域で変容・変質する様子を浮き彫りにしている。石敢當の元来の意味を認識してなければ、その刻字は「石製の○○」と解するか「○○する石」と解する whichever であろう。伝説や言い伝えなどに登場する石は「○○石」形の名称のものがほとんどである。（本間久英「民俗学的文献中の石に関する資料」『東京学芸大学紀要 4 部門 47』1995年 pp.155 - 175）
- (18) 池田憲和「全良寺官修墓地」（『近代遺跡調査報告

- 書－政治（官公庁等）－』文化庁文化財部記念物課 2014年）pp.145－147 同「戊辰戦争の遺跡全良寺官修墓地について」（『出羽路』第155号 秋田県文化財保護協会 2015年）p.29
- (19) 秋田県公文書館所蔵
- (20) 鹿児島県史料刊行委員会編『明治元年戊辰戦役関係史料』（鹿児島県立図書館 1968年）
- (21) 「殉國戦死者散在ノ遺骸ヲ其縣々一地处へ改葬並ニ記念碑建立ノ儀ヲ願」（『三島通庸関係文書』国立国会図書館）
- (22) 福島 186カ所に次いで秋田 128カ所、以下、新潟 91、栃木 85、山形・長野 44、岡山 28…と続く。新政府側としては秋田が突出している。（「官祭招魂社及官修墳墓地府県別」明治三十九年十二月三十一日『大日本帝国内務省統計報告第22回』1908年 国立国会図書館デジタルコレクション）
- (23) 『秋田県史 資料 明治編下』（1961年）p.974
- (24) 前掲書（20）
- (25) 明治7年（1874）8月13日深夜、土崎湊の加賀町で鹿児島県土族の神官とその同行者が、拳動不審により監視掛から尋問を受けたところ乱暴を働いて逮捕されている。この二人は、時期と場所を考えると招魂社を訪れていたと思われる。（『遐邇新聞』32号 明治7年9月6日）
- (26) 前掲書（1）p.242
- (27) 例えば、佐々木栄孝は「明治十九年に秋田市に俵屋火事という大火（焼失戸数約三、五〇〇戸）があり、同年、全県下に天然痘とコレラの大流行があつて、おびただしい死者がでた。また、明治になってしばしば大洪水の被害を受けている。洪水のあとには疫病が流行する。それで、これらの災害や疫病から守るためのとりでとして石敢當が市内の各地に立てられたのではなかろうか。」と述べている。（佐々木『石敢當調査あれこれ 秋田市編』2000年）
- (28) 菊地保男「幕末から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策」（『秋田公文書館研究紀要』第十四号 2008年）pp.1－20
- (29) 「寄書 衛生豫防ヲ論シテ管内同胞諸君ニ告ク」（『秋田日報』1653号 明治15年7月1日）
- (30) 内閣統計局『日本帝国統計年鑑1』（東洋書林 1999年）pp.341－378
- (31) 『秋田遐邇新聞』944号（明治12年9月25日）
- (32) 例えば、コレラ病の流行に際し、村中の各戸に守札を不当な高額で販売して咎めを受けた南秋田郡八橋村の住職の記事がある。（『秋田遐邇新聞』967号 明治12年10月23日）各戸が不当な高額でも守札を買い求めたのである。
- (33) 『秋田市史第十一巻 近代史料編上』（2000年）p.419
- (34) 前掲書（4）山崎 p.4 なお、整理番号33・38は刻字・規格が同じであり、山崎の調査で同時期の建立であることも判明していることから、協調して建てられたことが確実である。
- (35) 例えば、『秋田遐邇新聞』1084号（明治13年4月4日）の記事中には「市街の側溝は浚ってから久しく汚物が滞留してゐる。コレラの原因にならないければいいが。」といった記述がされており、下水とコレラの関係については認識が一般化していたとみられる。地下水に関しては、秋田県令赤川懋助が明治十六年四月五日付で発した乙第四十号に「此吐瀉物一旦糞壺或ハ地中ニ浸潤スル時ハ病毒忽チ繁殖増加シ漸々地層中ニ散亂」と指摘されている。
- (36) 『秋田日報』1889号
- (37) 秋田市上下水道局「秋田市 内水浸水想定区域図」（2023年6月30日）
- (38) 内水想定区域図の作成時には地形情報が活用されている。（『内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）』国土交通省水管理・国土保全局下水道部 2021年）
- (39) 『秋田市史（下）』1975年 p.436
- (40) 当時の新聞記事をあたる限り、明治前期の社会において洪水と疫病流行の関係についての意識は希薄である。明治15年の秋田は8月に大洪水、ほぼ同時期にコレラ流行にも見舞われたが、両者を結びつける言説は無い。ただ、同年7月の熊本県での大雨についての記事では「連日の霖雨にて其の水害に罹りたる村々は（中略）老幼は病を發しその困難實に眼も當られぬ景況」（『秋田日報』1672号 明治15年7月23日）と記す。
- (41) 前掲書（4）山崎 p.7
- (42) 日本において、コレラの流行は1858年から1902年までの約50年間に数年おきに繰り返された。しかし明治35年（1902）の予防接種開始後はしば

らく流行が途絶え、大正10年に大流行したのちに
ほぼ収束した。(王芮・高島正憲・高橋美由紀「明

治前期日本におけるコレラ流行の数量的分析」『立
正大学経済学季報』第72巻第4号 2023年など)